

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則
 (平成21年10月20日付け21消安第6671号消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>(削る)</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>5 表示 告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この通知は、令和5年8月1日から施行する。